

## 地方税の賦課及び徴収事務における 「特定個人情報保護評価」の実施について

### 1. 趣旨

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する者が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものである。

このたび、システム標準化による地方税賦課徴収事務システムの更改を令和7年1月に実施するにあたり、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、評価書の内容修正、区民意見公募及び第三者点検を実施する。

### 2. 評価書の内容

- I 基本情報…事務の内容、使用するシステム等の説明
- II 特定個人情報ファイルの概要
  - …各種情報ファイルの記録項目、特定個人情報の入手・使用方法、特定個人情報の委託事項・提供事項・移転事項等の詳細
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  - …IIで掲げた項目に対するリスク措置等の対応
- IV その他のリスク対策…自己点検や監査等の対策
- V 開示請求、問合せ…開示請求先、問い合わせ先等
- VI 評価実施手続…区民意見公募や第三者点検の実施日等

### 3. 主な追加項目等

- (1) 標準システムへの移行により特定個人情報ファイルの項目を修正
- (2) ガバメントクラウドの利用により特定個人情報の保管場所を修正

### 4. スケジュール

12月1日～12月21日	区民意見聴取（パブリックコメント）の実施
12月22日～1月10日	区民意見を受けて、評価書へ反映
1月15日	第三者点検
1月16日～2月上旬	第三者点検を受けて評価書へ反映
2月下旬	区議会へ区民意見聴取・第三者点検結果の報告
3月上旬	個人情報保護委員会へ評価書を提出 評価書・区民意見公募の回答を公表（広報紙等）

## 5. パブリックコメント概要

- (1) 公表場所…区の広報紙への掲載(12月1日号)、品川区ホームページ、税務課窓口
- (2) 意見提出方法…郵便、FAX、区ホームページ意見投稿フォーム、情報推進課へ持参

## 6. 根拠法令

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条
- ・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)
- ・特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)